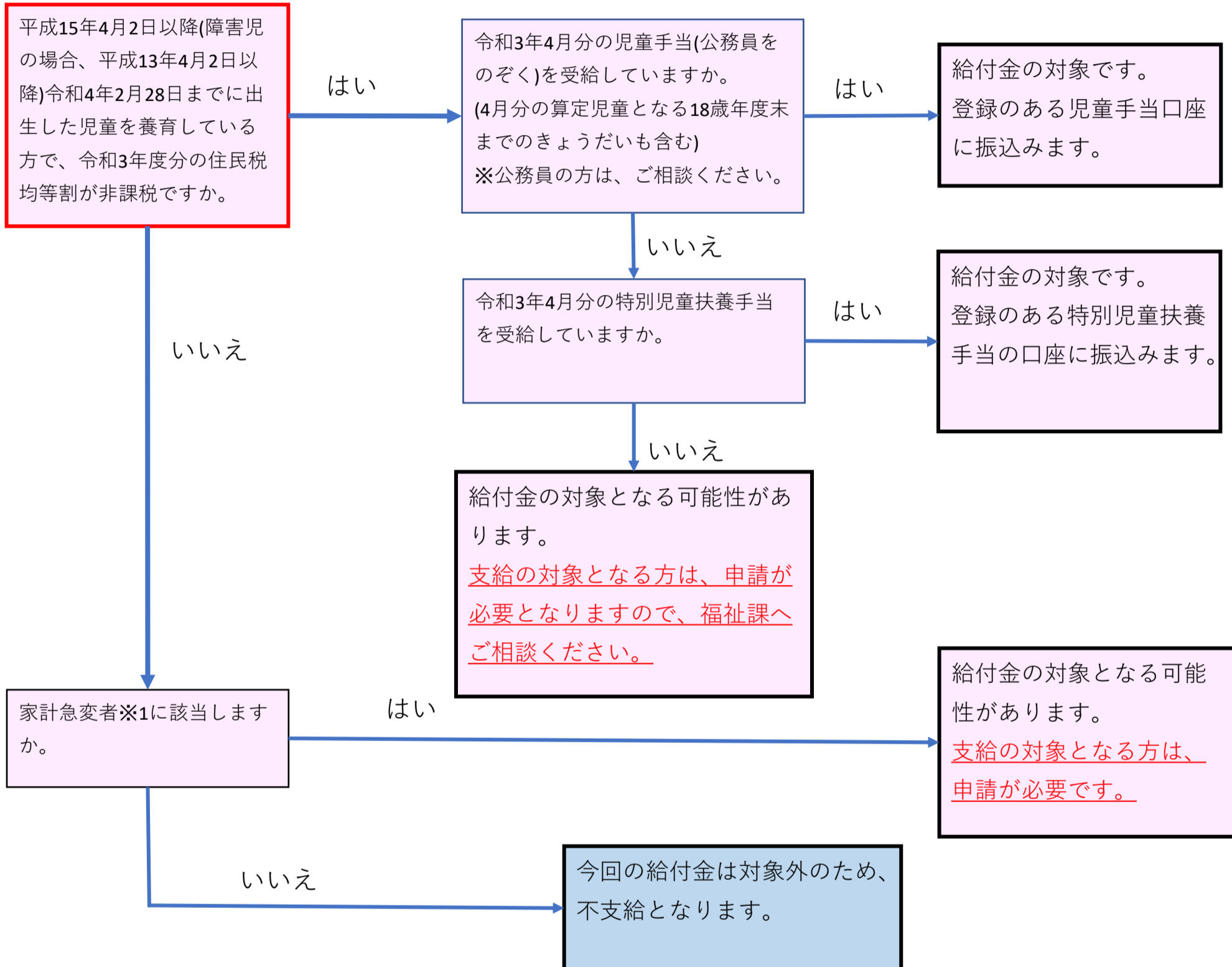


低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)
支給要件確認フローチャート

ひとり親の方へ

すでにひとり親分として子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方への支給はありません。
ただし、家計急変者として該当する方や令和3年4月以降離婚された方などで要件を満たし、かつ給付金を受け取っていない対象児童がいる場合、今回の給付金に該当することがあります。個別に福祉課へご相談ください。

※令和3年3月31日時点



※1家計急変者とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降の任意の1か月を12か月換算した額が下記表の市町村民税(均等割)非課税相当の水準未満の方。

家族構成例	非課税相当限度額(収入額ベース)	非課税限度額(所得額ベース)
夫(婦)+子1人(計2人)	137.8万円	82.8万円
夫婦+子1人(計3人)	168.0万円	110.8万円
夫婦+子2人(計4人)	209.7万円	138.8万円
夫婦+子3人(計5人)	249.7万円	166.8万円
夫婦+子4人(計6人)	289.7万円	194.8万円